

家庭における除去の程度一覧表

令和 年 月 日記入

様式3

チェック欄に、食べられるものは○ 食べられないものは×を記入してください。

年 組 名前

■卵・卵製品	チェック欄	果物類	チェック欄	魚介類	チェック欄	種実類・木の実類	チェック欄
生卵、生の卵白が含まれる食品		メロン		★サバ		★アーモンド	
生の卵黄が含まれる食品(アイスクリーム、マヨネーズなど)		スイカ		★サケ		★クルミ	
加熱した卵料理(目玉焼き、ゆで卵、卵焼き、オムレツなど)		パイナップル		アジ・イワシ・サンマ		■ピーナッツ(落花生)	
加熱した卵白が相当量含まれる食品(プリン、茶碗蒸し、卵スープなど)		★オレンジ		シシャモ・メギス・シラス干し		★カシューナッツ	
加熱した卵が含まれる食品(ケーキ、クッキー、カステラ、菓子パン、フライの衣など)		★キウイフルーツ		ツナ		クリ	
つなぎに卵が含まれる食品(かまぼこ、ちくわ、ハム、ソーセージ、中華めんなど)		★バナナ		その他魚()		★ゴマ	
全卵を極めて微量に含む食品(一部の食パン、天ぷら粉、麺類のつなぎなど)		★モモ		■エビ		ゴマ油	
ふりかけ(たまごふりかけ)		★リンゴ		オキアミ		その他()	
うずらの卵		その他()		■カニ		◎コンタミ程度	
その他()		◎コンタミ程度		★イカ			
◎コンタミ程度				アサリ		★豆・豆製品	
■乳・乳製品				ホタテ		大豆・枝豆・おから	
牛乳(非加熱:飲用)、牛乳を主原料とした食品(牛乳・調整粉乳・練乳など)				かまぼこ・なると・はんぺん等		納豆・きなこまたその加工品	
生の牛乳を用いた食品(生クリーム、アイスクリームなど)				オイスターソース(かき油)		豆腐・厚揚げ・油揚げ・豆乳	
チーズ・ヨーグルト・バターやこれらを含んだ食品				魚卵(ししゃも・たらこふりかけ等)		大豆油・サラダ油・天ぷら油	
牛乳が相当量含まれる食品(プリン・パバロア・シチューなど)				魚介だし		豆類(小豆・もやし・いんげん豆・グリーンピースなど)	
牛乳を多く含むお菓子(ケーキ・チョコレートなど)				その他()		味噌・しょうゆなど	
つなぎにカゼインを含んだ食品(一部のハム・ソーセージなど)				◎コンタミ程度		その他()	
マーガリン・ショートニングなど		肉類				◎コンタミ程度	
加熱された牛乳やバターが少量含まれる食品(食パン・クッキーなど)		★牛肉		■印の食品他2種類		★印の食品他5種類	
生クリーム(加熱:シュー・ハヤシ等)		★豚肉		■小麦を主成分とした食品(パン・うどん・麩・パスタ・ケーキなど)		★アワビ	
カレー、シチューのルー		★鶏肉		小麦を少量使用した食品(肉・練り製品のつなぎ・カレールウ・フライの衣など)		★イクラ	
乳糖		肉・骨などを使用したスープ		麦を少量使用(麦ごはん、麦みそなど)		★マツタケ	
乳酸菌飲料(ヨーヨー・ヤルト)		その他()		みそ・しょうゆ・酢		★ヤマイモ	
その他()		◎コンタミ程度		■そば		★ゼラチン	
◎コンタミ程度				◎コンタミ程度			

◎コンタミ程度: 原材料として使用していないが、アレルギー物質が微量混入しているもの

■ 弁当対応の考慮対象

■: 省令で表示を定められた7品目 ★: 通知で表示が望ましい21品目